

【萩市】広域保育の利用要件等について

住民票がある市町以外の区域の保育園等を利用することを「広域入所（管外入所）」といいます。

萩市では下記の要件を満たしている方が広域保育の利用が可能です。

1.広域保育が利用できる要件

(1) 保育の必要性の事由が「就労」の場合

下記の全ての条件を満たす必要があります。

- ① 保護者のどちらかの勤務先が、利用希望施設のある市区町村にあること。
- ② 保護者のいずれもが、萩市内の保育施設では児童の送迎が困難であること。
(※1) (※2)

- ③ 保育の必要量が「標準時間」であること。
上記の保育の必要量の判断には送迎時間は含めない。
また、保護者のどちらかが短時間勤務や、求職活動、育児休業等の場合は利用対象外とする。

- (※1) 利用希望施設のある市区町村にお勤めの保護者については、勤務開始時刻が8時30分以前、または勤務終了時刻が17時30分以降の場合が対象です。
- (※2) 送迎時間等は一般的な地域・地図検索システムなどで確認します。

(2) 里帰り出産をされる場合（保育の必要性の事由が「妊娠・出産」の場合）

下記の全ての条件を満たす必要があります。

- ① 母親の里帰り出産先の市区町村にある施設を希望していること。
 - ② 利用する期間が産前・産後の各2カ月間であること。
- (※) 現在、認定こども園や保育所等に入所中の場合、退園をする必要があります。

(3) そのほか福祉事務所長が特別に認める事情がある場合

2.共通事項

- ◆入所希望先の市区町村が広域保育の受託をしていない場合や、定員調整などの関係で入所利用できないことがあります。
- ◆基本的にその自治体に住んでいる住民の方が利用優先となりますので、入所できる可能性は低くなります。また決定が利用希望の直前となることがあります。
- ◆当該基準は、令和3年度新規入所から適用します。
(現在、広域保育を利用している兄弟姉妹であっても、新規入所の場合は同じ要件で判断します)